

可児市国民保護計画（案） 新旧対照表

	頁	行	題名	変更前（11月10日現在）	変更後	変更理由	備考
1	5	枠内	4 用語の定義	警察官等 警察官及び自衛官をいう。	警察官等 警察官又は自衛官をいう。	適切な表現に修正する。	県危機管理課
2	5	枠内	4 用語の定義	記述なし	<u>第一追加議定書</u> <u>千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）をいう。</u>	追加記載する。	
3	13	20	1 地理的特徴	(4)気象 …最暖月は7・8月で平均気温 <u>27.2度</u> …。	(4)気象 …最暖月は8月で平均気温 <u>27.6度</u> …。	データを修正する。	
4	15	2	2 社会的特徴	農林業 市域に占める森林の面積は… <u>25%</u> を占めるが…林業総生産は <u>0.005%</u> …。	農林業 市域に占める森林の面積は… <u>40%</u> を占めるが…林業総生産は <u>0.04%</u> …。	最新のデータとする。	県林政課
5	17	1	3 本市において特に留意すべき事項	記述なし	<u>3 本市において特に留意すべき事項…</u>	追加記載する。	県危機管理課
6	30	2	2 避難実施要領の 패턴の作成	市は、関係機関と…あらかじめ作成する。	市は、 <u>県その他関係機関</u> と…あらかじめ作成する。 <u>この場合において、災害時要援護者の避難方法や季節の別（特に降雪時）の避難方法、昼間別の避難方法等について考慮するとともに、本市において特に考慮すべき事項（P 17「第1編第5章3」）について特に留意するものとする。</u>	適切な表現に修正する。 また追加記載する。	県警察本部 県危機管理課
7	48	図	1 警報の伝達等	(市長 住民及び…の団体) <u>伝達</u>	(市長 住民及び…の団体) <u>伝達 (1)</u>	適切な表現に修正する。	県危機管理課

8	50	3	2	避難住民の誘導等	避難実施要領の策定 市は…、関係機関の意見を…。	避難実施要領の策定 市は…、 <u>県その他関係機関</u> の意見を…。	適切な表現に修正する。	県警察本部
9	53	4	2	避難住民の誘導等	避難誘導を行う関係機関との連携 市長は… <u>警察署又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長</u> に対して…。	避難誘導を行う関係機関との連携 市長は… <u>警察署長等</u> に対して…。	適切な表現に修正する。	県警察本部
10	69	19	2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	職員の安全の確保 市長又は <u>消防長</u> は…。	職員の安全の確保 市長又は <u>可茂消防事務組合の管理者</u> は…。	適切な表現に修正する。	県危機管理課
11	70	下から4	2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	市長及び <u>消防長</u> の権限 市長及び <u>消防長</u> は…。	市長及び <u>可茂消防事務組合の管理者</u> の権限 市長及び <u>可茂消防事務組合の管理者</u> は…。	適切な表現に修正する。	県危機管理課
12	72	2	2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	要員の安全の確保 市長又は <u>消防長</u> は…。	要員の安全の確保 市長又は <u>可茂消防事務組合の管理者</u> は…。	適切な表現に修正する。	県危機管理課